

古いのが好きな
若者が
増えています

自分好みに
改修する
DIY が人気

だんだん
管理も
大変に

地域の
活性に
つながるかも

そのままに
しても
良いことは
ないかも



ひたちなか市空き家活用推進キャラクター

おふる

※上記は一般的に言われていることで
個人によって受止め方は異なります

空き家バンク
はじめました

空き家 募集中

空 き家バンクのご案内

- 市が橋渡しとなり、空き家の所有者と利用希望者をつなぎます
- 利用希望者とは、移住・定住、地域のサロン開設やカフェの開業などを希望する方です
- 不動産のプロ「宅地建物取引業者」が交渉・仲介を行います

成 約までの流れ

- ①市に相談・申込み
- ②市や媒介業者による調査後、登録
- ③空き家情報をホームページに掲載
- ④利用希望者が媒介業者に交渉申込み
- ⑤利用希望者と契約、仲介手数料の負担

申込み・登録は
無料です

申 込み方法

- まずは、市の空家等対策推進室 まで お気軽にご相談ください。
- 詳しいことは、ひたちなか市の空き家バンクのホームページでも確認できます。

空き家バンクの
QRコード



ひたちなか市 空家等対策推進室

☎ : 029-273-0111 (代表) 内線 3225、3226 土日・祝日を除く平日 8:30~17:30

✉ : akiyat@city.hitachinaka.lg.jp